

役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県社会保険協会(以下「本協会」という。)定款第30条に規定する常勤の役員(以下「常勤役員」という。)に対する退職手当の支給に関する事項を定める事を目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者(死亡による退職の場合はその遺族)に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(支給の割合)

第3条 退職手当の額は、退職の日における本俸月額 \times 100分の12に相当する額に在職月数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して、暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

ただし、常勤役員として在職期間が10年に達した月以降の期間又は、年齢が満65歳に達した月以降については、在職期間として算入しない。

(端数の処理)

第5条 第3条の規定により算出した支給額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命じられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き

在職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に指定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の実情にあった者を含む)。
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者。
 - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号で該当しない者。
- 2 前号に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号の掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成14年9月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日より施行する。

(経過措置)

第2条 施行日において、引き続き常勤役員である者については、第3条及び第4条について、従前の例による。

ただし、在職期間の計算については、平成25年3月31日までとし、施行日以降の期間は、在職期間としない。